

制定 令和3年7月15日要綱第11号

改正 令和4年11月15日告示第47号

御宿町定住化促進空き家家財道具等処分補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、御宿町空き家バンク制度設置要綱（平成27年要綱第7号。以下「設置要綱」という。）に規定する空き家バンク制度を利用した定住化促進を図るため、空き家にある家財道具等の処分運搬、清掃等（以下「処分等」という。）に要する経費（以下「処分費」という。）に対し、予算の範囲内において、御宿町定住化促進空き家家財道具等処分補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、御宿町補助金等交付規則（平成6年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 設置要綱第6条第1項の規定により空き家台帳に登録された物件をいう。
- (2) 家財道具等 空き家に使用されず放置された状態の電化製品、家具、食器、寝具、生活雑貨及びその他家財道具をいう。
- (3) 空き家登録者 設置要綱第2条第4号に規定する者で、空き家の全部事項証明書に記載されている者又は未登記の物については、固定資産課税台帳に所有者として記録されている者をいう。

(補助金の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、町内において居住の用途に供するため、空き家の家財道具等の処分等を行う者であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 空き家登録者であり、家財道具等の処分等をする権限を有していること。この場合において、補助金の交付を受けた日から3年以上空き家台帳に登録する意思がある者であること。
- (2) 補助対象者と同一の世帯に属する者全員が本町から賦課されている町税を滞納していないこと。
- (3) 当該年度に家財道具等の処分等が完了すること。
- (4) 御宿町暴力団排除条例（平成23年条例第12号）第2条で定める暴力団員等でないこと。

2 補助金は、同一補助対象者及び同一物件に対して1回を限度として交付する。

(補助の対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる処分費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲

げるものとする。

- (1) 補助対象者自らが家財道具等の処分等を行う際に要する一般廃棄物処理費（運搬費含む）
- (2) 家財道具等の処分を一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている業者に委託する経費
- (3) 特定家庭用機器リサイクル料
- (4) 遺品整理作業、ハウスクリーニング、排水管清掃などを業者に委託する経費
- (5) その他町長が必要と認めたもの
（補助金の額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。）とし、20万円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、御宿町定住化促進空き家家財道具等処分補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 空き家の全部事項証明書（未登記の場合にあつては、固定資産課税台帳の写し、固定資産税納税通知書の写し又はその他の所有者を確認することができる書類）
- (2) 誓約書兼同意書（別記様式第1号の2）
- (3) 補助対象者と同一の世帯に属する者全員が本町から賦課されている町税に滞納がないことを証する書類
- (4) 補助対象経費の根拠が確認できる書類（見積書等）
- (5) 空き家の処分等の前の写真
- (6) その他町長が必要と認める書類
（交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査して、交付の可否を決定し、御宿町定住化促進空き家家財道具等処分補助金交付等決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第8条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請の内容を変更又は中止をしようとするときは、御宿町定住化促進空き家家財道具等処分補助金変更等承認申請書（別記様式第3号）を速やかに町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請により補助金の交付決定の変更等の承認の可否を決定し、御宿町定住化促進空き家家財道具等処分補助金変更等承認通知書（別記様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助対象経費全額の支払いが完了した日から起算して30日を経過した日又は当該決定を受けた日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、御宿町定住化促進空き家家財道具等処分補助金実績報告書（別記様式第5号）により、次に掲げる書類を添えて町長に報告するものとする。

- (1) 支出証拠書類（請求書及び領収書の写し）
 - (2) 契約書又は請書の写し。ただし、申請者が業者等へ委託をした場合に限る。
 - (3) 空き家の処分等の後の状況を明らかにする写真
 - (4) 家財道具等の処分先が確認できる書類
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- （補助金の額の確定）

第10条 交付決定者への補助金の額の確定の通知は、御宿町定住化促進空き家家財道具等処分補助金額の確定通知書（別記様式第6号）により行うものとする。

（補助金の交付の請求）

第11条 前条の規定により、補助金の額の確定を受けた交付決定者は、御宿町定住化促進空き家家財道具等処分補助金交付請求書（別記様式第7号）により町長に請求するものとする。

（交付決定の取り消し等）

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (2) その他町長が特に返還が必要であると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、御宿町定住化促進空き家家財道具等処分補助金交付決定取消通知書（別記様式第8号）により、交付決定者に通知するものとし、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（令和3年7月15日要綱第11号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年11月15日告示第47号）

この告示は、公示の日から施行する。

別記

様式第1号（第6条関係）

御宿町定住化促進空き家家財道具等処分補助金交付申請書

年 月 日

御宿町長 宛

申請者 住所
氏名
電話番号

御宿町定住化促進空き家家財道具等処分補助金の交付を受けたいので、御宿町定住化促進空き家家財道具等処分補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 申請者住所	
2 氏名	
3 空き家所在地	御宿町
4 交付申請額	
(算出基礎)	補助対象経費（見積金額） 円×1/2 = 円（上限20万円）
5 委託業者 (委託する場合)	
6 実施期間	着手予定 年 月 日 から 完了予定 年 月 日 まで

添付書類

- (1) 空き家の全部事項証明書（未登記の場合にあっては、固定資産課税台帳の写し、固定資産税納税通知書の写し又はその他の所有者を確認することができる書類）
- (2) 誓約書兼同意書（別記様式第1号の2）
- (3) 補助対象者と同一の世帯に属する者全員が本町から賦課されている町税に滞納がないことを証する書類
- (4) 補助対象経費の根拠が確認できる書類（見積書等）
- (5) 空き家の処分等の前の写真
- (6) その他町長が必要と認める書類

様式第 1 号の 2（第 6 条関係）

誓約書兼同意書

私は、御宿町定住化促進空き家家財道具等処分補助金交付要綱に基づく補助金の申請にあたり、当該要綱を遵守するとともに、次のことについて誓約及び同意します。

- (1) 空き家の全所有者に家財道具等の処分等についての同意を得ており、本件家財道具等の処分等について、御宿町に対し一切迷惑をかけることはありません。
- (2) 補助金の交付を受けた日から起算して 3 年以内に空き家バンクからの登録の取り下げは行いません。また、このことについて御宿町が関係者に確認することを同意します。
- (3) 町税の滞納はありません。また、このことについて本補助金に係る交付決定審査のため、申請者及び同一の世帯に属する者全員の当該納付状況の確認をすることに同意します。
- (4) 御宿町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 12 号）第 2 条で定める暴力団員等ではありません。また、このことについて千葉県警察本部に確認をすることに合意します。
- (5) 不正な手段により補助金の交付決定を受けていたことなどにより、補助金交付決定を取り消された場合には、御宿町の指示に従い、既に受けている補助金を返還します。

年 月 日

住所
氏名

様

御宿町長

御宿町定住化促進空き家家財道具等処分補助金交付等決定通知書

年 月 日付けで申請のありました御宿町定住化促進空き家家財道具等処分補助金の交付については、次のとおり決定したので、御宿町定住化促進空き家家財道具等処分補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

1 決定区分	1 交付する 2 不交付 【不交付の理由】
2 交付年度	年度
3 交付決定額	円
4 空き家所在地	御宿町
5 交付の条件及び指示	(1) この補助金は本事業の目的以外に使用してはならない。 (2) この事業については、町長は必要に応じて検査し、指示を行い又は報告を求めることができる。

年 月 日

御宿町長 宛

申請者 住所
氏名
電話番号

御宿町定住化促進空き家家財道具等処分補助金変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号の御宿町定住化促進空き家家財道具等
処分補助金の交付決定については、次のとおり変更（中止）したいので、御宿町定住化促
進空き家家財道具等処分補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

変更（中止）の理由			
変更の内容	交付申請額	変更前	変更後
		円	円
	実施期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで

添付書類（変更の場合）

- (1) 変更内容が分かる書類（見積書など）
- (2) 空き家の処分等の前の写真（変更部分）

第 号
年 月 日

様

御宿町長

御宿町定住化促進空き家家財道具等処分補助金変更等承認通知書

年 月 日付けで変更申請のありました御宿町定住化促進空き家家財道具等処分補助事業の変更（中止）については、次のとおり決定したので、御宿町定住化促進空き家家財道具等処分補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

(変更・中止) 承認の可否	1 可 2 否 【否とした理由】
変更を承認する事業内容	
変更後の交付申請額	円
変更後の交付決定額	円
変更後の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

御宿町長 宛

申請者 住所
氏名
電話番号

御宿町定住化促進空き家家財道具等処分補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号の御宿町定住化促進空き家家財道具等処分補助金の交付決定について、下記のとおり処分等が完了しましたので、御宿町定住化促進空き家家財道具等処分補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

事業実施内容	
補助金額	円
(算出基礎)	補助対象経費(確定額) 円×1/2 = 円(上限20万円)
交付決定額	円
実施期間	年 月 日から 年 月 日まで

添付書類

- (1) 支出証拠書類（請求書及び領収書の写し）
- (2) 契約書又は請書の写し。ただし、申請者が業者等へ委託をした場合に限る。
- (3) 空き家の処分等の後の状況を明らかにする写真
- (4) 家財道具等の処分先が確認できる書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

様式第 6 号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

御宿町長

御宿町定住化促進空き家家財道具等処分補助金額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました御宿町定住化促進空き家家財道具等処分補助金については、次のとおり補助金額が確定したので、御宿町定住化促進空き家家財道具等処分補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

補助金交付確定額

円

年 月 日

御宿町長 宛

申請者 住所
氏名
電話番号

御宿町定住化促進空き家家財道具等処分補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定のありました御宿町定住化促進空き家家財道具等処分補助金については、御宿町定住化促進空き家家財道具等処分補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

1. 補助金交付請求額 円

2. 補助金の振込先

金融機関名							支店 支所			
預金の種類	普通・当座	口座番号								
フリガナ										
口座名義人										

様

御宿町長

御宿町定住化促進空き家家財道具等処分補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで申請のありました御宿町定住化促進空き家家財道具等処分補助金については、次のとおり交付を取り消すことに決定したので、御宿町定住化促進空き家家財道具等処分補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定により通知します。

また、既に交付した御宿町定住化促進空き家家財道具等処分補助金がある場合は、その交付額に相当する金額の返還を求めます。

- | | |
|--------------|-------|
| 1. 交付決定額 | 円 |
| 2. 交付決定取消額 | 円 |
| 3. 交付決定取消理由 | |
| 4. 補助金を交付した額 | 円 |
| 5. 返還を命ずる額 | 円 |
| 6. 返還の期限 | 年 月 日 |